

消防予第158号
平成18年4月28日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」の一部改正について

誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る技術基準については、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2及び第28条の3並びに「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「告示」という。）に規定されているほか、「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成11年消防予第245号。以下「ガイドライン」という。）に基づき運用されているところでは、

一方、近年の技術開発により、暗所における視認性に優れた高い蓄光性能を有する誘導標識が開発されてきたこと等を踏まえ、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」（平成18年消防庁告示第5号）により告示の一部が改正されたことから、今般、下記のとおりガイドラインの一部を改正したので、貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

第1 別添第2、3(4)イを次のように改める。

イ 設置環境及び設置場所（床面に設置するもの・壁面に設置するもの）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

第2 別添第2、3(4)の次に下記を加える。

(5) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は(1)～(4)のほか、次によること。
ア 表示面の平均輝度は、次表の左欄に掲げる区分に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有するものであること。

種別	常用光源蛍光ランプ D ₆₅ の照度(単位: lux)	照射終了20分後 の輝度(単位:mcd/ m ²)
蓄光式誘導標識	200	24以上
高輝度蓄光式誘導標識	200	100以上
告示第五第三号(四)に規 定する高輝度蓄光式誘導 標識	100	150以上

イ 高輝度蓄光式誘導標識の設置及び維持管理は、次によるものであること。

(7) 法第17条の3の2に基づく消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書に添付する「誘導灯及び誘導標識の試験結果報告書」において、告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識の届出をする場合は、「設置場所の照度」の欄に設置箇所に応じて壁面又は床面の照度を記入し、「表示面の平均輝度」の欄には常用光源蛍光ランプD₆₅で100ルクスの照度で20分間照射し照射を止めた20分後の輝度を記入するものであること。ただし、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、輝度の確認を省略することができる。

(イ) 維持管理について

告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識は、消防法第17条の3の3に基づく点検時に、設置場所について必要な照度が確保され、また表示面について一定の平均輝度を有していることを確認するものであること。

第3 別添第2、4(2)を次のように改める。

(2) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。

新

別添第 2、3 (3)まで (略)

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア (略)

イ 設置環境及び設置場所 (床面に設置するもの・壁面に設置するもの) を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。

ウ (略)

(5) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は (1)～(4) のほか、次によること。

ア 表示面の平均輝度は、次表の左欄に掲げる区分に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有するものであること。

種別	常用光源蛍光ランプ D_{65} の照度 (単位: lux)	照射終了 20 分後の輝度 (単位: mcd/ m^2)
蓄光式誘導標識	200	24 以上
高輝度蓄光式誘導標識	200	100 以上
告示第五第三号 (四) に規定する高輝度蓄光式誘導標識	100	150 以上

イ 高輝度蓄光式誘導標識の設置及び維持管理は、次によるものであること。

旧

別添第 2、3(3)まで (略)

(4) 誘導標識の構造及び性能

ア (略)

イ 床面に設けるものにおいては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

ウ (略)

(7) 法第17条の3の2に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付する「誘導灯及び誘導標識の試験結果報告書」において、告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識の届出をする場合は、「設置場所の照度」の欄に設置箇所に応じて壁面又は床面の照度を記入し、「表示面の平均輝度」の欄には常用光源蛍光ランプD₆₅で100ルクスの照度で20分間照射し照射を止めた20分後の輝度を記入するものであること。ただし、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、輝度の確認を省略することができる。

(イ) 維持管理について

告示第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識は、消防法第17条の3の3に基づく点検時に、設置場所について必要な照度が確保され、また表示面について一定の平均輝度を有していることを確認するものであること。

4 その他

(1) (略)

(2) 蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識は、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。

以下 (略)

4 その他

(1) (略)

(2) 蓄光性(光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。)を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図られたいこと。この場合において、その蓄光性については、JISZ9100、JISZ29115等により担保すること。

以下 (略)